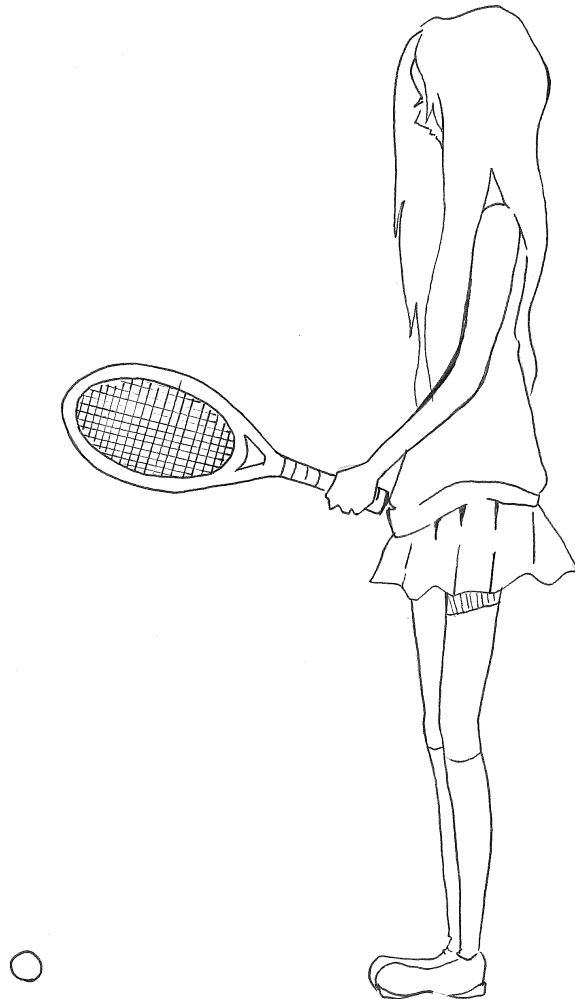


第6章

不祥事を防止するために



1 許されない指導

運動部活動を含め、学校における体罰等を防止するためには、個々の教職員の意識を高めることは言うまでもないが、学校として体罰やセクシュアル・ハラスメントを

「しない」、「させない」、「許さない」

という高い意識を校内に浸透させることが重要である。

日頃から生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え、生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに、教職員間で気になることがあれば、互いに

「注意する」、「指導する」、「助言する」

ことができる開かれた組織を確立することが求められる。

未然防止・早期発見・再発防止のために、次のことを再確認する必要がある。

校内体制の再確認

チェックしてみましょう。

チェックポイント 1

- 1 管理職は校内巡回などにより、日常的に部活動の状況を把握する。
- 2 「体罰」や「セクシュアル・ハラスメント」の相談窓口の周知や機能化を図る。
- 3 学校組織として、体罰等の未然防止を図るための研修を実施する。

チェックポイント 2

また、体罰に関して、学校内に次に挙げるような状況がないか確認する。

- 1 体罰を肯定する考え方
 - ・体罰が後を絶たないのは、教職員にも保護者や社会にも、愛情に基づく体罰は教育的効果もあり、許されるという「愛の鞭」肯定論が根強く残っているからである。このような誤った考え方がないか。
 - ・また、そのような考え方を信じ、機会があれば体罰を加えそうな教職員はいないか。
- 2 教職員の指導力不足
 - ・指導の中で、子どもの気持ちを理解しようとしているにもかかわらず、子どもから反抗されたり、無視されたり、嘘をつかれたりしている状況がないか。
 - ・熱心に授業をしているにもかかわらず、私語をしたり、居眠りをしたり、手遊びをしたりするなど、生徒に「やる気」が見られない状況がないか。
 - ・上記のような状況に対して、教職員が自分の指導力に自信を失い、「あせり」や「いらだち」を感じている状況がないか。
- 3 不十分な協力体制
 - ・教職員が保護者や地域社会から孤立しているにもかかわらず、校内に相談できる体制や教職員同士の協力体制も十分でない中で、周囲の期待に応えようと必死になり、焦燥感や自信喪失等精神的に追い込まれた状況がないか。

2 運動部活動の顧問による体罰の防止

体罰は、教職員個人の問題にとどまらず、学校が生徒や保護者からの信頼を大きく失い、本来行われなければならない教育活動が効果的に行えなくなるなど、学校教育全体においても重大な問題である。

一部の顧問においては、試合に勝つことや強くすることに執着するあまり、体罰を厳しい指導として正当化する誤った認識があるが、**体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、これは絶対に許されないものである。**

参考資料

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、**体罰を加えることはできない。**

【質問47】

運動部活動で体罰を防止するためにどのようなことに留意したらよいですか？

【ヒント】

体罰を防止するために、以下のことに留意しましょう。

チェックしてみましょう

- 1 部活動の意義や目的を正しく理解し、顧問としてあるべき姿を常に意識して指導に当たる。
- 2 言葉を含め、力に頼る威圧的な指導など、暴力的な行為でしか生徒を指導できないのは、他の指導方法が見つからない未熟な指導者が用いる指導法であることを指導者自身が自覚する。
- 3 体罰は法令に反する行為であり、絶対に許されないという意識を学校全体に定着させる。
- 4 「厳しい(激しい)言葉による指導」を耳にしたら、同僚としてお互いが気にかけて「厳しい言葉による指導」の真意をタイミングよく、同僚同士が問い正すことができる雰囲気にする。
- 5 乱暴な言葉は、子どもの心に傷を残す、人権尊重の精神に反する、体罰を誘発するなどの問題がある。顧問会や職員会を通じて、そのことについての共通理解を深めること。
- 6 生徒が困ったことや悩みについて、顧問以外の担任や養護教諭などに相談しやすい体制を整えること。

(参考) 平成19年度愛媛県高等学校教育研究大会保健体育部会講師 中野勇先生より

- 1 殴って教育するのは素人
- 2 大喝して教えるのは三流
- 3 睨みをきかして教えるのは二流
- 4 何もしないで教えることのできるの一流

3 運動部活動の顧問による体罰の事例から学ぶ

勝利至上主義に偏るあまり、体罰という行為に対して誤った認識をもっている場合がある。そうした状況の下に起きた事例を紹介するので、参考にしていきたい。

部活動中の体罰の事例の問題点

土曜日の午後、部活動顧問のC教諭は、他校との練習試合後、高校1年生のある部員のミスが多いことに憤慨し、当該部員を呼び、「ふがいないプレーをするな。」と怒鳴って、当該部員の左頬を右手の平手で1回叩いた。さらに、反省の態度が見られなかったため、当該部員の頭部を右手の拳で3回程度叩いた。

C教諭の近くには同部副顧問のD教諭がおり、C教諭が当該部員を叩く姿を目撃していた。2ヶ月後、練習試合の会場にいた者から、県教育委員会に「体罰があった。」との匿名の電話があり、この体罰が発覚した。

< 上記事例の問題点と別の指導方法 >

C教諭は、ミスが多いことに憤慨してしまった。C教諭は、練習試合を通して、ミスがなぜ起こるのか、ミスを減らすためにはどうすべきかについての適切な指導をこの場面では行っていないと考えられる。

【別の指導方法】

- ・どのプレーが「ふがいないプレー」であったか具体的に指摘し、なぜそのようなプレーをしてしまったかを聞く。

C教諭は、当該部員に何を反省したらよいのか、指導をしていない。そのため、当該生徒がどこを改めればよいのか、何が問題だったのか、理解できていないものと考えられる。

【別の指導方法】

- ・具体的な質問をする、これからのプレーで気をつけることを聞くなど感情が高まらないよう間をつくる。

D教諭は、C教諭が生徒を叩く行為を止めていない。体罰を行っている同僚を目撃したら、すぐにやめさせるべきである。

【別の指導方法】

- ・その場で声をかけて二人の間に割って入る、C教諭を別の場所へ連れて行き、感情の高まりを抑えたり事情を聞く。
- C教諭及びD教諭はともに、管理職に報告せず、当該生徒の保護者にも連絡していない。

【別の指導方法】

- ・生徒が納得して帰宅したかどうかに関わらず、事実を担任、生徒課長、管理職に伝える。状況によっては、他の関係担当教員にも伝える。

体罰について訴訟となった事案

事案 1

顧問教諭から受けた暴行により生徒が傷害を負った事案

(浦和地裁平成5年11月24日判決)

市立中学校バレーボール部の顧問教諭が、男子新人戦の第一試合で辛勝した後、ミーティングのため出場選手を廊下に集合させ、全員に反省の言葉を述べさせた後、各選手の頬を殴打した際、選手の一人がよろけてコンクリートの角柱の壁面に頭をぶつけ、頸椎捻挫となり、長期欠席した事故については、顧問教諭の暴行によるものであったとして、市に慰謝料等180万円の支払が命じられた。

<判決のポイント>

負傷した生徒はコンクリート角柱の壁面に肩を接するような位置に立っていたこと、顔を殴打された生徒がその勢いで角柱側によるけることが当然に予測できる態様であったことなどが認められる。

顧問教諭は、殴打の動機を第二試合に臨む選手に活を入れるためと主張するが、第一試合のような試合内容では、第二試合には勝てないという「あせり」の感情をそのまま選手にぶつけたにすぎないと認めるのが相当であって、顧問教諭に本件行為を正当化しうるに足りる教育的配慮等があったものとは認められない。

顧問教諭は、打ち所が悪ければ傷害を負わせる結果になることを経験上も知っていた上、頭部を壁に激突させた後も、次の試合に出場させるなど何の配慮もしなかった。また、本件行為について校長に報告せず、生徒の両親にも知らせなかった。

事案 2

心無い言葉が法廷へ持ち込まれた事案

(岐阜地裁判例 平成5年9月6日)

県立高校二年生の女子生徒が、陸上部の顧問教諭から頻繁に罰や叱責を受け、ついに自殺したというものである。

この顧問は、練習中に良い記録がでない「ブス」、「おまえは使い物にならない」などと発言することがあり、自殺した女子生徒に対しても「おまえはバカだから。何度言ったらわかるんや。やめろ」「のらくらでぐず」「心の中が腐ってる」などと言っていた。こうした発言に対して裁判所は、「ブス」という表現は、陸上部の指導とは関係がなく、「一般的には相手の容貌に対する侮辱的な表現でしかない」うえに、相手が17歳という多感な思春期の少女であることから、「教師あるいは陸上部顧問の発言としては、極めて不適切である」と批判している。また、その他の発言についても、「単に生徒の人格を傷つけ、自尊心を損なうだけの表現」であり不適切との非難を免れない、と厳しく戒めている。そして裁判所は、こうした侮辱的発言を、体罰とあわせて一連の連続した行為としてとらえたうえで、違法行為に該当すると認定した。

4 運動部活動の顧問によるセクシュアル・ハラスメントの防止

学校においては、教職員（指導する側：顧問・監督）と生徒（指導される側：選手）の関係が固定されているため、生徒が自ら拒否したり、逃れたりすることが難しい状況があり、セクシュアル・ハラスメントを起こす環境を生みやすい。

生徒に対し、絶対的、支配的な立場にあるとの錯覚に陥り、このことがセクシュアル・ハラスメントを起こす要因になっている場合がある。

セクシュアル・ハラスメントを受けた生徒は、学習や部活動への意欲を失ったり、教職員に対する不信感をもちたりするばかりでなく、将来にわたって不安や人間不信を背負う場合があることを深く認識し、教職員として高い倫理感と規範意識の涵養に努めなければならない。

【質問48】

運動部活動において、セクシュアル・ハラスメントを防止するためにどのようなことに留意したらよいですか？

【ヒント】

セクシュアル・ハラスメントに対する理解を深めることが大切です。
日頃より、次のことに留意して指導しましょう。

チェックしてみましょう。

- 1 部活動の指導上、必然性がないのに、身長や体重等、身体的な成長や特徴を話題にしたり、尋ねたりしない。
- 2 容姿や体型などを話題にしたり、生徒の嫌がるあだ名で呼ばない。
- 3 性に関することや異性関係に関するなどを話題にしたり、尋ねたりしない。
- 4 閉鎖された空間で指導者一人と生徒一人だけとにならない。
- 5 性的な内容の手紙や電子メールを送らない。
- 6 部活動の指導上、身体に触れなければならないとき、その理由を説明しない。
- 7 部活動の指導上、必然性がないのに、生徒の体を凝視しない。
- 8 生徒に十分な説明をせず、生徒の練習や試合の様子などを撮影しない。
- 9 生徒の私物には勝手に触れない。
- 10 不適切な時間帯や場所で個別の指導を行わない。
- 11 生徒や保護者と個人的に連絡を取り合わない。
- 12 保護者からの接待は受けない。

参考資料

長野県高等学校体育連盟 「運動部活動の顧問として」平成18年4月

【スクール・セクシュアル・ハラスメント一問一答より】

ケース 1

Q) 陸上部の顧問です。日本陸連のトレーナー資格も獲得しているので選手にマッサージやテーピングをよく行います。最近耳にするスポーツ・セクハラとの関係はどんなものなのでしょう。

A) マッサージやテーピングは緊急の怪我や疾病と違い、本来の顧問としての責務にならない行為です。部活動運営の中で選手強化の一助として築いてきた行為でしょうが、当然身体接触を伴い、教師と生徒との関係からすればもっともセクハラを感じさせる場面にもなります。医療行為でなく疲労回復の一助だからという理由でのマッサージやテーピングがスポーツ・セクハラの実例になっている例が多いことも事実です。少なくとも米国では無資格の指導者が異性にマッサージすることはありえません。

それでも現実の中で生徒から是非にとリクエストがあった時、
生徒と教師の合意があることと
密室でない環境
一対一でなく衆人の目が届いていること等の
第三者から誤解を受けないような状況も加味して行う
ことが必要ではないでしょうか。

トレーナー資格の有無にかかわらず、教師が一方的に「マッサージをしてやる」というような思いでの行為は、セクハラにつながるとともに性的虐待（セクシュアル・アブユース）にもつながると考えてください。

さらに、日本のスポーツ現場では指導者が医療類似行為を行っている例が多数あり、今後の大きな検討課題を内包していることも理解してください。

また、日本陸連では2003年、セクハラに関して倫理規定を策定していますので参考にしてください。

ケース 2

Q) テニス部顧問です。特訓等で8時の終バスに乗り遅れた生徒を自宅まで送っていくことがあります。交通の便も悪い地域なので生徒の安全確保とサービスの精神で行っていますが、車は密室なのでこれも一歩間違えばセクハラになるのではと最近思うのですがいかがでしょうか。

A) まず、送る必要がある時間まで部活動をする必要性について考えることが必要ですが、質問の状況時、車はハンドルを握る人が行動を決定することができるので、強者と弱者の関係が生じ、セクハラと誤解を受けやすい行為になります。まずは事情を説明して保護者の送迎を期待すべきです。安全確保のために送る必要がある時も

必ず保護者に連絡して了解を得ることが必要です。連絡がつかなければ同僚に伝える等の配慮も必要でしょう。加えて、乗車の場合は助手席でなく後部座席での客人扱いが必要です。

そして、車内で性を意識させる会話があればセクハラそのものと理解してください。

ケース 3

Q) 体操部顧問です。安全確保のため、選手の体に触れて指導することは日常化しています。競技の特性から考えれば当然と思っていますがいかがでしょうか。

A) スポーツ指導の場面では体育の授業も含めて他人の身体に触れる必要のある場合が多くあります。しかし、安全確保のため、あるいは介助のために必要だとはいえ、他人の身体に触れるのですから、場合によってはセクハラになる可能性を含んでいることを認識しなければなりません。ですから、

競技特性を理解させ補助することについて理解を得ることや

不快に感じるような触れ方をしないことは勿論、

身体接触をしないですむ指導法が最重要でそれを工夫することも指導者として必要なことでしょう。そして、

身体接触は必要な範囲に限ることが大切であり、身体に触られることを「いやだなあ」と感じるのがノーマルな感情であり他者から触れられない権利でもあることを理解して指導してください。

ケース 4

Q) 過日、都立の国際高校を見学した時、冬の寒い中、一対一(男・女)のゼミはドアを開けて生徒を教えていました。そこまで気をつけるのが世界の常識とのことでしたが、どうなのでしょう。

A) 授業での指導といえども教室でドアを閉めた状態は密室となります。教師と生徒の関係は強者と弱者と捉えて、強者が密室状態を作り出す行為そのものがセクハラ的第一段階と考えることが一般的です。諸外国の中ではこのような場合、男・女だけでなく、男・男、女・女、女・男の場合も密室は作らないことが常識となっています。ですからこのような意識を常に身に付けてスクール・セクハラを防止してください。

5 適切な会計処理のための留意事項

練習試合や合宿は、生徒にとって貴重な経験の場となり大切なものである。

対外的な活動を実施するための必要経費、ユニホームや活動に必要な消耗品等の購入について生徒から経費を徴収する場合、必要経費の適切な取扱いが厳格に求められる。

現金等の会計処理については、次のことに留意しなければならない。

【質問49】

運動部活動に必要な経費を徴収するとき、どんなことについて留意すればよいですか？

【ヒント】

運動部活動に必要な経費は、大会への参加費や交通費、用具費、ユニフォーム代など多岐にわたっています。そこで、徴収するときには、次のようなことに留意して、保護者の理解を得た後に協力をお願いする必要があります。

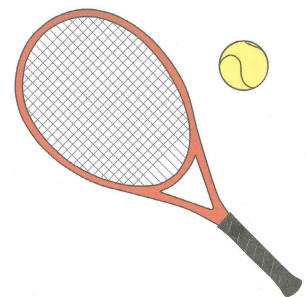
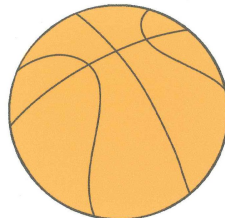
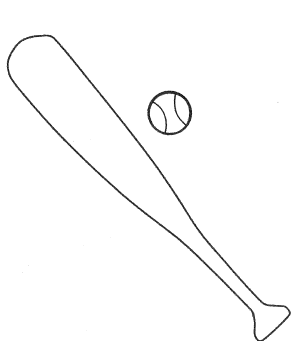
チェックしてみましょう。

1 保護者の負担を軽減する。

- ・学校や部の方針を踏まえ、学校長が許可した年間計画（年間の活動日数、大会参加数）及び昨年度の決算を基にして予算を組む。その際、参加する大会の精選、用具を大切にすることの育成等を行い、徴収金額をできるだけ軽減する。
- ・一度に高額を集めるのではなく、保護者の負担を考えて計画的に集める。
- ・経費は部の活動そのものに不可欠なことに使用し、部の活動には直接関係しないようなことには遣わない。常に購入理由を考えて説明できる遣い方をする。

2 説明責任を果たすための適正な管理

- ・運営経費を徴収する場合は、文書により保護者に事前に通知し、現金を領収した際は領収書を発行する。
- ・運営経費の支出に係る領収書等証拠書類を適切に保管し、運営経費の収支状況を明らかにし、保護者に対し、文書で会計報告を行う。
- ・残金が生じた場合は、速やかに保護者に返金する。
- ・やむを得ず現金を保管する場合は、厳重かつ適正に管理する。
- ・会計処理に当たっては、運営経費を管理する通帳と使用印鑑を別に保管するなど、常に複数の教職員による確認が行われるようにする。



不祥事防止のためのチェックリスト

自らを振り返り、不祥事を絶対に起こさないよう、チェックリストを活用し、教職員としての職責や心構えなどを常にセルフチェックする。

平成22年11月30日付22教義第973号「教職員による不祥事の根絶に向けて（通知）」より
（1）管理職用

教職員の意識改革

項	目
1	教育委員会からの指導内容や通知文について、伝達・配布するだけの形式的な対応になっていないか。
2	不祥事防止に関する校内研修を行うなど、教職員のモラルを向上させるために具体的な対策を講じているか。
3	速度超過や飲酒運転等の個別の課題について、時機をとらえて指導しているか。
4	人間関係をそこねるなどの理由で、教職員への指導が疎かになってはいないか。
5	他人事（自校では不祥事は起きない、自校は大丈夫）という意識はないか。

校内状況の把握

項	目
1	教職員に悩みや疲れがないかどうか、教職員とのコミュニケーションを図りながら把握するよう努めているか。
2	職場には、教職員が気軽に周囲に相談や情報交換をしたり、互いに支え合ったりすることのできる雰囲気があるか。
3	授業の様子や生徒指導、部活動等の状況の把握に努めているか。
4	特別教室や準備室、体育館やプール、校庭など、校内の目の届きにくい箇所を把握し管理しているか。
5	個人情報の保管状況や会計簿等について、定期的に点検しているか。

校内組織の整備

項	目
1	学年や教科等の枠を越えた教職員の協力体制が取れているか。
2	校務や児童生徒の指導上の問題について、一部の教職員が抱え込む状況になっていないか。
3	児童生徒が教職員に気軽に相談できる体制が取れているか。
4	危機管理に必要な情報が、迅速に管理職に伝わっているか。
5	万が一、不祥事を起こしてしまった場合には、速やかに校長に報告する体制がとれているか。

家庭や地域等との連携

	項 目
1	何事も、学校内部だけで解決しようという意識はないか。
2	保護者や地域、関係機関との情報交換が円滑に行われているか。
3	教育委員会への報告、連絡、相談を迅速かつ的確に行っているか。

(2) 教職員用

公務員としての意識

	項 目
1	「全体の奉仕者」であることを自覚し、法令を遵守するとともに、公務員倫理を意識して行動しているか。
2	私的な時間であっても、自らの言動が教育全体の信頼に影響を与えることを常に意識して行動しているか。
3	不祥事は、他の学校のこと、自分は大丈夫などと、他人事との意識はないか。
4	人間関係が気まづくなるなどの理由で、他の教職員の言動に気になることがあっても黙認することはないか。
5	不祥事を起こすと、学校や地域等に取り返しのつかない深刻な打撃を与えることを理解しているか。
6	わいせつ行為など重大な不祥事を起こすと、二度と教壇には立てないことを自覚しているか。
7	家族や同僚、管理職とのコミュニケーションを積極的に図るようにしているか。
8	普段の生活の中で、ストレスをためない工夫をしているか。

速度超過等の交通違反

	項 目
1	自分が加害者になる可能性があることを常に意識して運転しているか。
2	通勤や出張、旅行などのときは、いつも時間にゆとりを持って運転しているか。
3	車を運転する際は、法定速度内での走行、シートベルトの着用、一時停止など、常に交通法規の遵守を意識しているか。

飲酒運転

	項 目
1	酒を飲んで自分の言動を記憶していないことはないか。
2	たとえ微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しないという強い心構えを持っているか。
3	飲酒を伴う会に参加するときは、自家用車では行かないことを徹底しているか。
4	夜遅くまで飲酒したときは、翌朝、車などを運転しないようにしているか。
5	翌朝、車を運転しなければならないのに、深酒することはないか。
6	検問にかからなければいいだろう、少しの間休んで酔いをさませばよいだろうなどといった、誤った考えをもっていないか。
7	「飲酒はしないから」「車は置いて帰るから」などの理由で、車を運転して宴会会場に行くなど、飲酒運転を誘発するような状況を自らつくっていないか。
8	飲まないつもりが、酒を勧められて断り切れずに飲んでしまうことはないか。
9	飲酒しても、自転車なら大丈夫だと思っていないか。
10	宴会の席で、車で来ている人には絶対に酒を飲ませないようにしているか。

情報漏えい

	項 目
1	個人情報に記載されている文書等を机上に長時間放置したり、放置したまま帰宅したりしていないか。
2	個人情報の入った文書等は、鍵のかかる場所に保管しているか。
3	職務上知り得た秘密を他人に漏らしたり、他人に聞こえるような場所で話題にしたりしていないか。
4	記録媒体を携帯電話のストラップやキーホルダーなどに付けて持ち歩いていないか。
5	やむを得ず、個人情報の入った記録媒体等を持ち出すときは、管理職の許可を得るなど定められた手続きを守っているか。
6	記録媒体等を持ち出したときに、寄り道をしたり、車に置いたままにしたりすることはないか。
7	過去のものを含め、個人情報を自宅のパソコン等に残存させていないか。
8	コンピュータにウイルス対策ソフトを導入し、それを最新の状態にしているか。
9	パソコンのハードディスクや外部記録媒体にデータを保存する場合は、パスワード等のセキュリティを施しているか。
10	個人情報の流出につながるファイル交換ソフトをインストールしていないか。

体 罰

	項 目
1	体罰は、学校教育法で禁止されている行為であることを認識しているか。
2	体罰は、児童生徒の人格を侵害する行為であることを認識しているか。
3	指導の際は、複数の教員で当たるようにしているか。
4	児童生徒が指導に従わなかったり、反抗的な態度を取ったりした場合でも、一時的な感情に走ることなく、冷静に対応しているか。
5	場合によっては、「体罰もやむを得ない」「力による指導も必要だ」「愛のムチだ」などという意識はないか。
6	頭ごなしに決めつけず、児童生徒の言い分や意見を聞くようにしているか。
7	保護者や同僚などから、「体罰ではないか」と言われたことはないか。

わいせつ行為・セクハラ

	項 目
1	私的な時間でも、誤解や批判を受けることのないよう厳しく律しているか。
2	相手が嫌がったり不快に感じたりしても、また、周りの者が不快に感じても、セクハラになることを理解しているか。
3	児童生徒の指導は、密室で一人で行わず、複数の教員で行うようにしているか。
4	児童生徒の深刻な相談については、管理職等にその都度報告しているか。
5	教師と児童生徒の立場を、常に意識して行動しているか。
6	児童生徒や保護者と私的に電話やメールのやりとりなどをしていないか。

不正経理

	項 目
1	現金を取り扱うときは、原則としてその日に金融機関に預金しているか。
2	業者への支払いは速やかにしているか。
3	一時的な立て替えであっても、公金を流用することはないか。
4	金銭の出納については、いつでも明確な報告ができるよう、関係帳簿等を整備しているか。
5	通帳と印鑑の保管者を別にするなど、複数で処理する体制を取っているか。

部活動

	項 目
1	児童生徒の人間性、個性を重視し、自主性を尊重した活動を心がけているか。
2	勝利至上主義に陥り行き過ぎた指導になってはいないか。
3	児童生徒の技能、体力、健康状態等を把握した上で、無理のない練習計画を立てているか。
4	日頃から安全に関する指導を行っているか。また、事故が起きた場合の緊急の対応は確認できているか。
5	教師としての立場をわきまえ、児童生徒や保護者に疑念をもたれるような言動はないか。



生徒の思い出

勝利の喜び



一本松中学校 3年 岩村泰成

僕は、あの日のことを一生忘れません。みんなで勝ち取った県総体優勝は、僕の剣道人生で一番嬉しかったこと、といっても過言ではありません。しかし、この勝利を勝ち取るまでには、たくさんの血のにじむような努力があり、とても長い道のりでした。僕は今、それを思い出しています。

中学校に入学した僕は、迷わず剣道部に入りました。なぜかという、まず何よりも、剣道が好きだからです。剣道というものは、ただ強くなるだけでなく、礼儀やマナーなど様々なことを学ぶことが出来るすばらしい武道です。それと、今まで一緒に戦ってきた“仲間”がいたからです。その仲間たちとすると、どんな相手にも負けないぞ！と自然に力がわいてくるのです。これが9年間で僕たちが作りあげてきた“友情”なんだと思います。

僕は、中学校1年生の頃、とても厳しい練習だったのを覚えています。多分、1年生の時が一番辛かったのではないかと思います。まだ体が大きくないのに、先輩と練習するのはとても苦しいことでした。しかし、その時に頑張ったからこそ今の自分があるのだと思っています。

3年の郡総体。僕は、いつもの大会とは違う気持ちで大会に臨みました。絶対負けられない、というプレッシャーに押しつぶされそうになったけれど、個人、団体とも県総体に出場する権利を得ました。しかし、僕たちが出場できるのに対し、郡総体で負けた他のチームは出場することができないのです。その時決意しました。そのたくさんの選手たちのためにも、県総体で優勝して、全中にするぞ、と。そのためには、今まで以上に練習する必要がある。それで、先生は僕たちが強くなるように練習を組んでくれ、前よりずっとレベルアップすることが出来ました。

そして県総体当日。大きな愛媛県武道館を見上げ、僕は「絶対に勝つてやる！」と誓いました。その日の練習はいつも以上に気合を入れて、万全の状態です。試合が始まりました。周りを見回すと、たくさんの観客が声援や拍手を送っていて、少し緊張しましたが、1回戦、2回戦と順調に勝ち進みました。しかし、3回戦目で僕は負けてしまい、チームは絶体絶命の状態になりました。でも、時間ぎりぎりでもり返し、勝つことが出来ました。その後もチームワークを繋いで勝利し、ついに決勝戦になっていました。僕はこれまであまり活躍できてなかったのに、絶対に負けられない！自分が勝って、チームの流れをつくる！と心に決意し、決勝戦の舞台に立ちました。必死に相手に攻め込んで2本勝ちをして、後ろにいる仲間にはバトンをつなげました。すると、仲間が次々に相手を倒し、僕たちは優勝しました。

僕は嬉しすぎて、言葉を失いました。剣道は勝っても、嬉しさを表に出してはならないと言われていたので、そのときはぐっと我慢して、家で喜びました。また、家族や親戚、僕たちを応援してくれた様々な人が喜んでくれました。ここまでこれたのは、たくさんの人の支えがあったからだと思っています。特に、僕たちに剣道をさせてくれた父、母にはとても感謝しています。また、僕たちを指導してくださった先生のおかげでここまで強くなれました。すべての人に“ありがとう”を言いたい気持ちです。

これからまだまだ僕の剣道人生は続きます。もっともっと剣を磨き、あの時の【勝利の喜び】を心の糧として、精進していきたいと思っています。



第39回全国中学校剣道大会 平成21年8月20日

平成22年度提供

参考・引用文献一覧

- 1 「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」
中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議 平成 9年12月
- 2 文部科学省 みんなでつくる運動部活動
- あなたの部に活かしてみませんか - 平成11年 3月
- 3 文部科学省 「スポーツ振興基本計画」
平成12年9月策定・平成18年9月改定
- 4 文部科学省 「スポーツ立国戦略」 平成22年8月策定
- 5 北海道教育委員会 運動部活動における外部指導者の活用等に関する調査研究事業
調査研究のまとめ 平成20年 9月
- 6 青森県教育委員会 スポーツ活動の指針(改訂版) 平成20年 3月
- 7 茨城県教育委員会第31集 学校体育指導資料
「望ましい運動部活動の在り方(改訂版)」(一部改定) 平成17年11月
- 8 群馬県教育委員会 「体罰に関するガイドライン」 平成22年 7月
- 9 埼玉県教育委員会 運動部活動資料 平成22年 3月
- 10 東京都教育委員会 外部指導員のための部活動指導の手引き 平成20年 3月
- 11 神奈川県教育委員会 部活動指導ハンドブック 平成21年 9月
- 12 長野県教育委員会・長野県地域スポーツ人材活用促進委員会
運動部活動の手引き 平成22年 3月
- 13 長野県高等学校体育連盟 運動部活動の顧問として 平成18年 4月
- 14 広島県教育委員会 魅力ある運動部活動の在り方 平成22年 3月
- 15 熊本県教育委員会
- 概要版Vol.1, 2 - 運動部活動指導の手引 平成21年 4月
- 16 鹿児島県教育委員会 運動部活動指導の手引(改訂版) 平成22年 2月
- 17 財団法人日本体育協会
<http://www.japan-sports.or.jp/publish/book.html>
「21世紀のスポーツ指導者 - 望ましいスポーツ指導者とは - 」
- 18 独立行政法人日本スポーツ振興センター
<http://naash.go.jp/anzen/home/tabid/102/Default.aspx>
(1) 熱中症予防のための啓発資料「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 - 」
(2) 学校安全・食の安全 教材カードNo. 2 平成21年 7月
- 19 総務省消防庁ホームページ 生活密着情報
<http://www.fdma.go.jp/html/life/>
- 20 気象庁
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/info/tenki_chuui.html
局地的大雨から身を守るために 防災気象情報の活用の手引き 平成21年2月

平成22年度 地域スポーツ人材活用促進委員会

委員長

横田 康子 愛媛県中学校体育連盟 常務理事（松山市立三津浜中学校教諭）

副委員長

竹宮 直孝 愛媛県高等学校体育連盟 理事長（愛媛県立松山北高等学校教諭）

委員

尾下 桂子 松山市立拓南中学校教諭

加藤 愛子 愛媛県立三瓶高等学校教頭

倉田 茂 愛媛県立八幡浜高等学校教諭

佐伯 美香 松山東雲女子大学バレーボール部指導者

東海林 千織 愛媛県立八幡浜高等学校ダンス部指導者

田中 達男 愛媛県ハンドボール協会理事長（愛媛県立伊予高等学校教諭）

谷口 睦男 西条市立東予西中学校運動部活動指導員（剣道部）

西岡 友恵 松山市立北条南中学校教諭

檜垣 仁 西条市立東予西中学校教頭

日野 克博 愛媛大学教育学部准教授

藤原 恵 財団法人愛媛県体育協会事務局長

古川 拓哉 新居浜市立泉川中学校学校支援地域本部学校支援ボランティア

松村 千城 愛媛県卓球協会理事長

運動部活動運営ガイドの作成協力

資料編 第2章 競技別安全対策

愛媛県高等学校体育連盟専門部

愛媛県高等学校野球連盟

愛媛県中学校体育連盟専門部

本ガイドの表紙と挿入しているイラストは、愛媛県立松山南高等学校砥部分校デザイン科のイラストレーション部の生徒の皆さんと顧問の御協力により作成していただきました。

運動部活動運営ガイド

平成23年3月発行

発行者 平成22年度地域スポーツ人材活用促進委員会

愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町4丁目4-2

089-912-2982

印刷所 東洋オフプリント

本ガイドの内容は、愛媛県教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課のホームページからも御覧になることができます。アドレスは下記のとおりです。

<http://ehime-c.esnet.ed.jp/hosupo/index.htm>